

北見方面紋別警察署告示第3号

令和8年北見方面紋別警察署告示第1号の一部を次のように改正し、令和8年2月13日から施行する。

令和8年2月13日

北見方面紋別警察署長 柴崎 健太郎

- 1 2(8)中「紋別郡滝上町、紋別郡興部町字沙留、紋別郡雄武町字雄武及び紋別郡西興部村字西興部において」を「紋別郡滝上町、紋別郡雄武町字雄武及び紋別郡西興部村字西興部において」に改める。
- 2 すでに受付済の入札参加資格審査申請については有効なものとして取り扱うこととし、再度の申請は要しないこととする。